資料２－１３
（第 27 回監視円卓会議）

北海道ＰＣＢ廃棄物収集運搬実務要領新旧対照表（案）

改　訂（案）

1　北海道 PCB 廃棄物処理事業

1．２　広域処理

（略）

日本環境安全事業㈱のPCB廃棄物処理事業

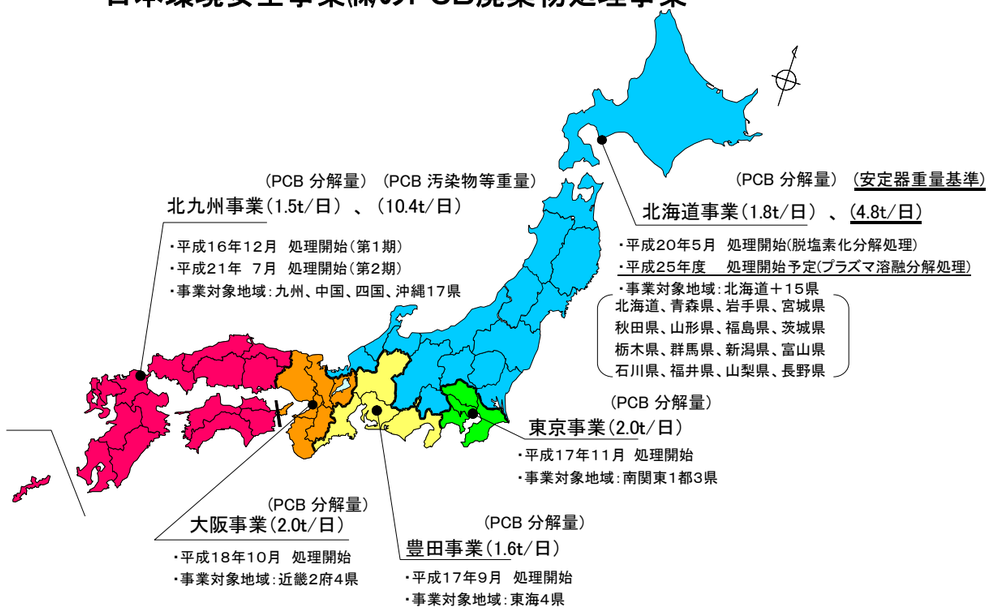

1．４　受入対象ＰＣＢ廃棄物

北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業においては、次のＰＣＢ廃棄物を処理します。

トランス類	ＰＣＢを使用した高圧トランス、低圧トランス、リアクトル、計器用変成器、放電コイル及び整流器で１０ｋｇ以上のもの
コンデンサ類	ＰＣＢを使用した高圧コンデンサ、低圧コンデンサ及びサージアブソーバで１０ｋｇ以上のもの
ＰＣＢ油類	廃ＰＣＢ及びＰＣＢを含む廃油
安定器等・汚染物	照明用安定器、小型電気機器（家電製品用コンデンサ、１０ｋｇ未満の高圧トランス・高圧コンデンサ）、電気機器の附属品、感圧複写紙、ウエス、汚泥、その他汚染物等

※微量ＰＣＢ汚染廃電気機器等の処理については、国において無害化処理の認定制度を設けて、処理体制の整備を図っているところです。

また、日本環境安全事業株式会社（以下「ＪＥＳＣＯ」といいます。）が定めている北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設に係る受入基準（以下「受入基準」といいます。）においては、受入対象物を次のように定めています。

現　行

1　北海道 PCB 廃棄物処理事業

1．２　広域処理

（略）

日本環境安全事業㈱のPCB廃棄物処理事業

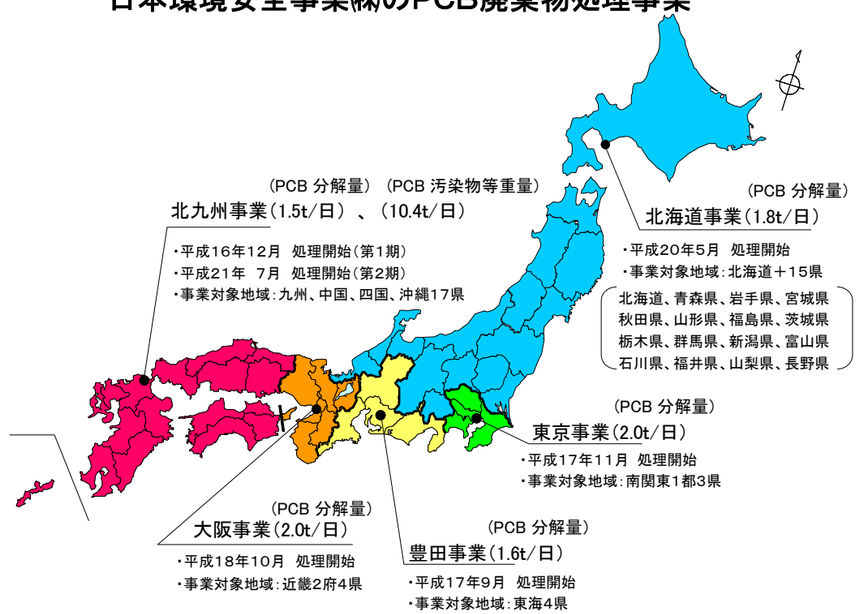

1．４　受入対象ＰＣＢ廃棄物

北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業においては、次のＰＣＢ廃棄物を処理します。

トランス類	ＰＣＢを使用した高圧トランス、低圧トランス、リアクトル、計器用変成器、放電コイル及び整流器で１０ｋｇ以上のもの
コンデンサ類	ＰＣＢを使用した高圧コンデンサ、低圧コンデンサ及びサージアブソーバで１０ｋｇ以上のもの
ＰＣＢ油類	廃ＰＣＢ及びＰＣＢを含む廃油

※安定器、感圧複写紙、ウエスなどのＰＣＢ汚染物の処理については、現在、日本環境安全事業株式会社が処理施設の整備を行っているところであり、また、微量ＰＣＢ汚染廃電気機器等の処理についても、国において無害化処理の認定制度を設けて、処理体制の整備を図っているところです。

また、日本環境安全事業株式会社（以下「ＪＥＳＣＯ」といいます。）が定めている北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設に係る受入基準（以下「受入基準」といいます。）においては、受入対象物を次のように定めています。

改　訂（案）	現　行
①高圧トランス等 ② 照明器具用安定器 ③ 小型電気機器（家電製品用コンデンサ並びに１０ｋｇ未満の高圧トランス、高圧コンデンサ及びこれと類似した重量及び構造を有する電気機器） ④ 電気機器の附属品（予めＰＣＢを抜油したものに限ります。） ⑤ ＰＣＢ ⑥ ＰＣＢを含む油 ⑦ 感圧複写紙 ⑧ ウエス ⑨ 汚泥 ⑩ 漏れ防止型金属容器、漏れ防止型金属トレイ及び液漏れ機器用漏れ防止型金属容器 ⑪ ①から⑨までのＰＣＢ廃棄物の保管容器であって、寸法が幅4,400㎜以下、奥行2,700㎜以下、高さ3,200㎜以下であって、かつ重量が12.5t以下の鉄、ステンレススチール、アルミ等の金属製であるもの又は寸法が2,000㎜以下、奥行2,950㎜以下、高さ2,050㎜以下であって、かつ重量が5t以下の金属製以外の材質であるもの ⑪ ＰＣＢ廃棄物の収集運搬に使用された吸収材、ウエス、ロープ、ワイヤー、ビニールシート等 ⑫ その他汚染物等 （ＪＥＳＣＯ受入基準抜粋）	①高圧トランス等（照明器具用安定器、家電製品用コンデンサ、１０ｋｇ未満の高圧トランス・高圧コンデンサ等を除く） ② ＰＣＢ ③ ＰＣＢを含む油 ④ 漏れ防止型金属容器、漏れ防止型金属トレイ及び液漏れ機器用漏れ防止型金属容器 ⑤ ①から③までのＰＣＢ廃棄物の保管容器であって、鉄、ステンレススチール、アルミ等の金属製又はガラス製若しくは陶磁器製であるもの ⑥ ＰＣＢ廃棄物の収集運搬に使用された吸収材、ウエス、ロープ及びワイヤー（吸収材、ウエス及びロープはセルロース系材質のものに限ります。） （ＪＥＳＣＯ受入基準抜粋）
３　収集運搬に関する一般事項 ３．３　保管状況の確認 ３．３．１　運搬容器 （略） ③また、ＪＥＳＣＯの受入基準では、運搬容器の外形・強度、材質、構造並びに管理・使用方法について定められています。 ○「１．４　受入対象ＰＣＢ廃棄物」の①に掲げる高圧トランス等は、漏れ防止型金属容器（受入基準別紙１別表(1)参照）又は液漏れ機器用漏れ防止型金属容器（受入基準別紙１別表(3)参照）を使用すること ○ＰＣＢ廃棄物（「１．４　受入対象ＰＣＢ廃棄物①及び⑩に掲げるものを除く」）は、金属製のドラム缶又はペール缶に収納した上で、漏れ防止型金属容器又は液漏れ機器用漏れ防止型金属容器を使用すること ただし、「１．４　受入対象ＰＣＢ廃棄物」の④又は⑪に掲げるＰＣＢ廃棄物の寸法が金属製のドラム缶に収納できない寸法である場合には、金属製のドラム缶に収納せずに漏れ防止型金属容器又は液漏れ機器用漏れ防止型金属容器を使用して運搬すること ○漏れ防止型金属容器又は液漏れ機器用漏れ防止型金属容器に入らない場合や容器を含めたＰＣＢ廃棄物の総重量が５ｔを超える場合には、漏れ防止型金属トレイ（受入基準別紙１別表(2)参照）を使用すること ○ＰＣＢ廃棄物がドラム缶又はペール缶に収納されている場合には、ドラム缶又はペール缶ごとにその上面及び側面にＰＣＢ廃棄物の種類を表示すること。 （以下略）	３　収集運搬に関する一般事項 ３．３　保管状況の確認 ３．３．１　運搬容器 （略） ③また、ＪＥＳＣＯの受入基準では、運搬容器の外形・強度、材質、構造並びに管理・使用方法について定められています。 ○ＰＣＢ廃棄物は、漏れ防止型金属容器（受入基準別紙１別表(1)参照）又は液漏れ機器用漏れ防止型金属容器（受入基準別紙１別表(3)参照）を使用すること ○ＰＣＢ及びＰＣＢを含む油は、保管容器ごと鉄製又はステンレススチール製のドラム缶又はペール缶に収納した上で、漏れ防止型金属容器又は液漏れ機器用漏れ防止型金属容器を使用すること ○漏れ防止型金属容器又は液漏れ機器用漏れ防止型金属容器に入らない場合や容器を含めたＰＣＢ廃棄物の総重量が５ｔを超える場合には、漏れ防止型金属トレイ（受入基準別紙１別表(2)参照）を使用すること （以下略）

改　訂（案）

５．２　関係法令等

（略）

法令区分	法令の概要
危険物船舶運送及び貯蔵規則 （船舶危規則） 昭和 32 年 8 月 20 日運輸省令第 30 号	（略）

５．４　ＰＣＢ廃棄物の届出についての問い合せ窓口（北海道事業分）

《都道府県》

山形県	環境エネルギー部	循環型社会推進課	(023)630-2236
群馬県	環境森林部	廃棄物・リサイクル課	(027)226-2861

《政令で定める市》

函館市	環境部	環境対策課	(0138)51-0740
いわき市	生活環境部	廃棄物対策課	(0246)22-7604
高崎市	環境部	産業廃棄物課	(027)321-1325

現　行

５．２　関係法令等

（略）

法令区分	法令の概要
危険物船舶運送及び貯蔵規則 （船舶危規則） 昭和 32 年 8 月 20 日運輸省令第 30 号 （最終改正：平成 22 年 12 月 20 日国土交通省令第 60 号）	（略）

５．４　ＰＣＢ廃棄物の届出についての問い合せ窓口（北海道事業分）

《都道府県》

山形県	生活環境部	循環型社会推進課	(023)630-2236
群馬県	環境森林部	廃棄物・リサイクル課	(027)226-2862

《政令で定める市》

函館市	環境部	環境保全対策室環境対策課	(0138)51-0740
いわき市	生活環境部	廃棄物対策課	(0246)22-7439